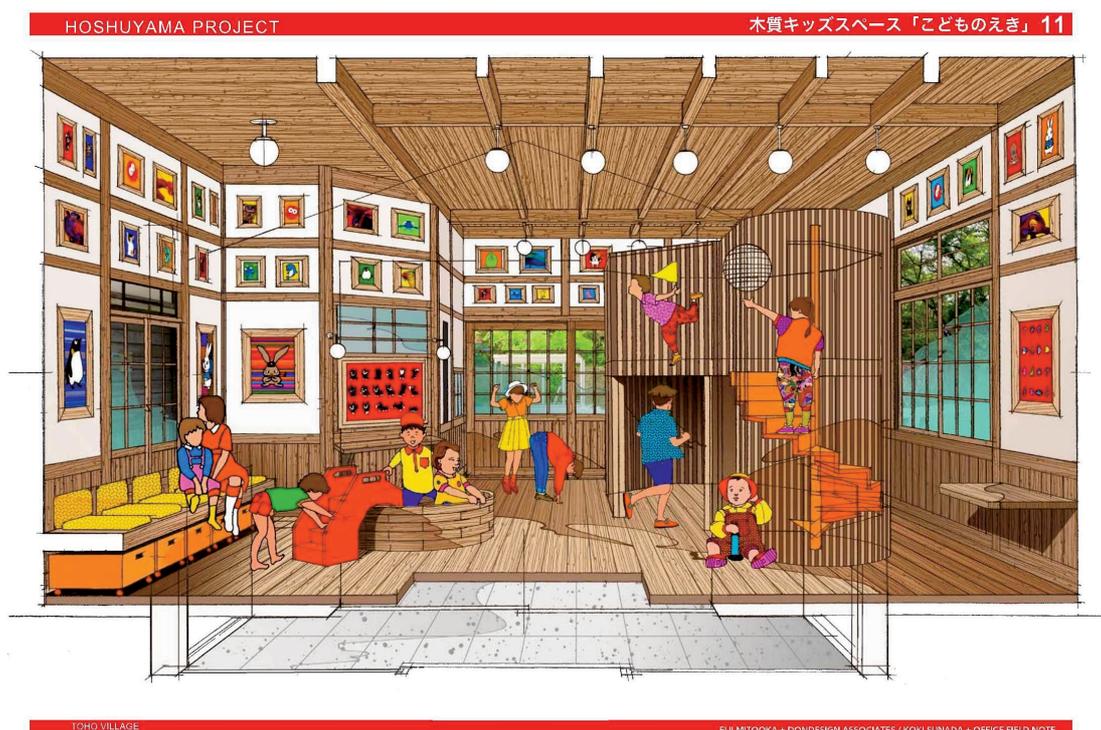


# 「東峰村こどものえき」施設 指定管理者募集要項



令和6年度

東峰村

## 目 次

- 1 指定管理者募集の目的
- 2 施設の概要
- 3 施設の基本理念
- 4 管理の基準
- 5 経費に関する事項
- 6 募集の概要
- 7 申請の資格等
- 8 申請受付の期間及び申請の流れ
- 9 その他留意事項
- 10 問合わせ先

## 1. 指定管理者募集の目的

東峰村では、BRT 宝珠山駅に東峰村こどものえき（以下、「こどものえき」という。）を設置し、令和7年度初夏のオープンを予定しています。「こどものえき」は、駅舎を使った遊びや飲食、様々な展示などを楽しみながら、訪れた方々が、また東峰村に行きたいと思えるような村の魅力を感じていただける施設となることを目指しています。以上の主旨に基づき「こどものえき」を管理運営していただける事業者を募集するものです。

## 2. 施設の概要

### (1) 施設の名称

東峰村こどものえき

### (2) 所在地

東峰村大字福井 926 番地 7

### (3) 建物等の概要

(※詳細については、仕様書及び別添の平面図を参照してください。)

木造平屋建て 延床面積 308.66 m<sup>2</sup>

#### 指定管理施設の範囲

遊具遊び場	(指定管理施設対象)	33.84 m <sup>2</sup>
カフェ・厨房	(指定管理施設対象)	21.65 m <sup>2</sup>
カフェ・ホール	(指定管理施設対象)	46.93 m <sup>2</sup>
ガラスハウス<ミュージアム>	(指定管理施設対象)	63.19 m <sup>2</sup>
トイレ		47.38 m <sup>2</sup>
BRT 駅待合室		95.66 m <sup>2</sup>

### (4) 営業開始日

令和7年7月予定

※BRT 駅待合室・トイレは令和7年1月より一般利用開始

## 3. 施設の基本理念

### (1) 施設のコネプト

「立ち寄らずにはいられない… 旅を彩る素敵な駅へ。」

### (2) 基本方針

- どのような世代にも居心地良く、赤ちゃん連れでも楽しめる場所
- おいしい体験、楽しい体験ができる遊べる空間
- 木質空間が醸し出す、爽やかでエコロジカルな雰囲気
- 水戸岡鋭治氏のデザインメッセージが生きる貴重な駅

- (3) 想定される利用者層
  - ・BRT バス利用の観光客
  - ・サイクリングのツーリスト
  - ・村を訪れた観光客
  - ・村内に在住の方々

#### 4. 管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務
  - ①カフェ(飲食業)及び遊具遊び場等の管理運営に関する業務
  - ②施設の基本理念に沿った企画の立案・実施に関する業務
- (2) その他  
その他詳細については「東峰村こどものえき」施設指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」という。)を参照。

#### 5. 経費に関する事項

- (1) 利用料金  
指定管理者は、東峰村こどものえきの設置及び管理運営に関する条例で定めるところにより施設の利用者から利用料金を徴収し、指定管理者の収入とすることができます。  
利用料金の額は、条例で定める基準額の範囲内において、協定書に基づいて決定します。
- (2) その他収入  
指定管理者は、施設の設置目的を逸脱しない範囲内において、村長の事前承認を受けることにより、自らが企画・実施する各事業の収入等を自らの収入とすることができます。
- (3) 経費  
施設の管理に要する経費は、「(1) 利用料金」及び「(2) その他収入」等をもって充ててください。
- (4) 指定管理料  
収益性が高い施設と考えられるため、村からの指定管理料の支払いはありません。

#### 6. 募集の概要

- (1) 指定期間(予定)  
令和7年7月1日から令和12年3月31日まで(4年9カ月間)

## (2) 指定管理者の募集及び選定の方式

応募者をふるさと推進課で審査し、東峰村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東峰村条例第54号。以下「指定管理者手続条例」という。）に基づき、東峰村指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を徴収した上で、指定管理者候補者を選定します。

## (3) 東峰村議会の議決

指定管理者候補者を選定後、東峰村議会の議決を経て正式に指定管理者として指定します。

## (4) 協定の締結

指定の後、村と指定管理者は、業務の実施等に関し細目事項等について施設の管理に関する協定書（基本協定及び年度協定）を締結します。

## 7. 申請の資格等

### (1) 応募資格

- ①応募者は、法人その他の団体とし、個人での応募はできません。
- ②複数の団体等で構成される団体（以下「グループ」という。）で応募する場合はグループの適切な名称を設定し、代表団体を選定してください。なお、代表団体、構成団体の変更は原則として認めません。
- ③本件の応募に際し、団体は1つの提案しか行うことができません。また、グループの構成団体は、別グループの構成団体となること、又は単独で応募することはできません。

### (2) 応募の制限

次の項目に該当する団体又は役員は応募することができません。

- ①法律行為を行う能力を有しない者
- ②破産者で復権を得ない者
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（第167条の11第1項及び第167条の14において準用する場合を含む。）の規定により、本村における一般競争入札の参加を制限されている者
- ④地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- ⑤指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- ⑥市町村税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与している者

## 8. 申請受付の期間及び申請の流れ

内 容	年 月 日
(1) 募集の告示	令和7年3月24日(月)
(2) 募集要項の配布	令和7年3月24日(月)～令和7年4月23日(水)
(3) 質問書の受付	令和7年3月24日(月)～令和7年4月11日(金)
(4) 質問書に対する回答	令和7年4月18日(金)
(5) 申請書類の受付期間	令和7年4月21日(月)～令和7年5月2日(金)
(6) 選定 第一次審査 (書類選考)	令和7年5月中旬頃
第二次審査 (ヒアリング等)	令和7年5月下旬頃
(7) 選定結果の通知	令和7年5月下旬頃
(8) 議会の議決	令和7年6月
(9) 指定管理の準備期間	令和7年6月～令和7年7月
(10) 協定の締結	令和7年6月
(11) 指定管理開始	令和7年7月予定
(12) 営業開始	令和7年7月予定

### (1) 募集の告示

令和7年3月24日(月)

### (2) 募集要項の配布期間

令和7年3月24日(月)～令和7年4月23日(水)まで

募集要項、仕様書及び様式等は、東峰村ホームページからダウンロードできます。また、ふるさと推進課 窓口でも配布します。なお、窓口での配布は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

東峰村ホームページ

URL <https://vill.toho-info.com/>

### (3) 質問書の受付

募集要項及び仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

#### ① 質問書の受付期間

令和7年3月24日(月)～令和7年4月11日(金)まで

#### ② 質問書の提出方法

「東峰村こどものえきの指定管理者の公募に係る質問書」(様式第8号)に必要な事項を記載の上、提出してください。

③ 質問書の提出先

・【郵送の場合】

〒838-1792

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

東峰村役場 ふるさと推進課 質問書提出

・【FAXの場合】

FAX番号：0946-28-7723

・【電子メールの場合】

電子メールタイトル：【東峰村こどものえき 質問書提出】（団体名〇〇）

電子メール宛先：furusui@vill.toho.fukuoka.jp

※メール送信後、ふるさと推進課宛に受信確認の電話（0946-72-2312）をしてください。

(4) 質問書に対する回答

受け付けた質問書に対する回答は、令和7年4月18日（金）までに、質問書の提出があった団体宛に回答するとともに、東峰村ホームページ上に掲載します。

※質問内容が重複した場合や類似する場合など、内容によっては質問内容を要約して回答する場合があります。

※質問者名は表示しません。

(5) 申請書類の受付期間

①申請書類の受付期間

令和7年4月21日（月）～令和7年5月2日（金）午前9時から午後5時まで

②申請書類

下記の書類を、受付期間内に東峰村役場ふるさと推進課あてに郵送又は持参により提出してください。なお、提出された指定管理業務実施計画書等の書類は、東峰村情報公開条例に基づく請求があったときは、個人情報等、非公開情報である部分を除き、行政文書として公開の対象となりますので、このことを了解の上、ご応募ください。

① 指定管理者指定申込書（様式第1号）

② 申請資格を有していることを証する書類

ア 欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式第2号）

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

ウ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書  
（本籍地の自治体で取得）

エ 非法人のうちグループでの応募の場合は、グループによる申請等に関する委任状（様式第3号）

オ 非法人のうちグループでの応募の場合は、グループ協定書又はこれに準ずる書類（参考様式第4号）

カ 定款、寄附行為、規約その他これに相当する書類

- キ 国税及び地方税の納税証明書  
(法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等)  
※提出日から起算して3ヵ月以内に交付されたもの
- ク 国税及び地方税の納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書  
(様式第5号)

- ③ 東峰村「こどものえき」の事業計画書(様式第6号)
- ④ 東峰村「こどものえき」の収支計画書(様式第7号)
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類(任意様式)
  - ア 前事業年度の収支計算書又はこれに相当する書類
  - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに相当する書類
  - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書
  - エ 事業報告書
  - オ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類

### ③申請書類の提出部数

申請書類の部数は、すべて正本1部、副本9部(副本は複写可)の10部とします。また、書類については一切返却致しないものとします。

### ④申請書類の提出方法

正本、副本とも両面印刷、左綴じ、カラー使用可とします。  
持参又は郵送のいずれかにより受付期間内に必着するよう提出してください。

### ⑤申請書類の提出先

東峰村役場 ふるさと推進課 (役場宝珠山庁舎 2階)  
〒838-1792  
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

## (6) 選定方法

指定管理候補者の選定は、ふるさと推進課が次のとおり実施します。

### ①審査の方法

- ア. 第一次審査……令和7年5月中旬頃  
申請書類の書類審査を行います。
- イ. 第二次審査……令和7年5月下旬頃  
第一次審査合格団体に対し、申請書類に基づくプレゼンテーションを行っていただき、不明な点について質疑を行います。

※第二次審査の日時及び場所については、第一次審査合格団体に対して後日通知します。

### ②第二次審査の選定基準

- ア. 審査は、審査基準に基づき審査員が採点を行い、審査員の採点の合計(以下「評価点」という。)を考慮し、合議により候補者の決定を行います。

イ. 評価点の最も高い団体が2以上あるときは審査員の過半数を超える支持を得た団体を上位者とします。

ウ. 審査の結果、全ての団体が適正でないと判断した場合は「候補者なし」とします。

#### 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1. 施設の設置目的を踏まえた具体的運用方針	①施設運営のための運営方針は本施設の設置目的や基本理念に沿っているか。	5
	②応募動機やアピールに熱意が感じられるか。	5
	③休館日、開館時間などは適切に設定されているか。	5
	④料金設定は現実的か。	5
2. 利用対象者の平等利用の確保及びサービスの向上	①地域、関係機関、ボランティア等との連携（交流、協力）が、積極的に図られているか。	5
	②宣伝・広報によって、利用拡大を図るための効果的な方策が考えられているか。	5
	③利用者への平等かつ円滑な対応のために従業員教育や研修は適切に計画されているか。	5
3. 公の施設の効用の最大発揮	①施設の設置目的、基本理念に沿った交流事業内容、利用者増加のための取組が考えられているか。	5
	②防災や事故等、緊急時の対応に関する取組は的確で、事故防止にも取り組んでいるか。	5
	③自主事業の内容は施設の設置目的や基本理念に合致しており、かつ実現可能なものか。	5
4. 施設の適切な維持管理及び経費縮減	①適切な維持管理について計画されているか。	5
	②管理・運営経費の削減のための工夫がなされているか。	5
	③無理のない収支計画が設定されているか。 (様式7「収支計画書」より)	5
5. 施設の安定管理のための物的・人的能力	①団体の経営が安定しており、施設管理を継続安定的に行うことができるか。	5
	②適切な管理運営体制が計画されているか。	5
	③他団体や、類似施設等のこれまでの管理運営実績があるか。	5
合 計 点		80

### ③選定結果の通知等

- ・ 第一次審査の選定結果については、応募書類を提出したすべての応募者に対して、第二次審査の選定結果については、第二次審査の該当者すべてに対して書面をもって通知します。また、指定管理候補者を選定した後に、ホームページへの掲載等により公表します。
- ・ 選定結果通知後、指定管理候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、既に申し込みを行った他の団体の中から再度選定することがあります。

## 9. その他留意事項

### (1) 指定管理者の不指定

指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7. 応募資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないこととします。

### (2) 指定管理者の指定取消

指定管理者の指定後に、指定管理者が「7. 申請の資格等」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとし、この場合指定管理者に損害が生じても、村はその賠償の責めを一切負わないものとし、

### (3) 村からの要請への協力

村から、本施設の管理運営及び現状等に関する調査、又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うものとし、

### (4) その他協議

指定管理者の指定後に、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は村と協議し、決定する。協議に当たっては文書によるものとし、

## 10. 問い合わせ先

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地  
東峰村役場 ふるさと推進課 「こどものえき」担当

TEL 0946-72-2312

FAX 0946-28-7723

電子メール [furusui@vill.toho.fukuoka.jp](mailto:furusui@vill.toho.fukuoka.jp)